

こども誰でも 通園制度



令和8年度
開始！！

利用者を募集します

こども誰でも通園って？

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て世帯に対する支援として、保護者の就労要件等に関わらず利用できる新たな通園制度です。

どんなメリットがある？

- ・家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られます。
- ・年齢の近いこどもとの関わりにより、成長発達に資する豊かな体験が得られます。
- ・子育て支援等につながる契機となり、様々な情報や人とのつながりがひろがり、子育てに対する不安感等の解消や育児に関する負担感の軽減に繋がります。

一時預かりとの違いは？

一時預かりは、保護者の病気等の「保護者の立場からの必要性」に対応するため「**預ける**」制度
誰でも通園制度は、こどもの成長のために「**通う**」制度

対象となるこども（①及び②に該当）

- ① 6か月～満3歳未満のこども
（3歳到達の前々日まで）
- ② 保育所、こども園等を利用していないこども

利用可能時間

こども1人につき

月10時間まで

利用料

こども1人1時間あたり300円

※利用世帯の状況により減免措置があります
※その他、実費負担が必要な場合があります

実施施設、利用方法は
裏面をご覧ください





実施施設

(令和8年4月時点)

宍粟市立戸原こども園

兵庫県宍粟市山崎町宇原1704-2

電話：0790-62-1576

事業形態 一般型

利用定員 3名

実施時間 月曜～金曜日 午前9時～11時

留意事項 利用予約は利用希望日の約1週間前まで。

キャンセルは利用予定日の前日昼まで。

給食・おやつを提供はありません。



利用方法

①認定申請

- 1 宍粟市こども未来課に「乳児等支援給付認定申請書」を提出する
- 2 宍粟市にて認定要件の確認及び審査後、「乳児等支援支給認定証」が交付される

②初回面談

- 1 利用希望の施設に連絡し、「初回面談」の予約をする。
- 2 利用希望施設にてこどもと一緒に面談を受ける。 ※乳児等支援支給認定証を持参
(重要事項説明書の説明及び同意書への記入等、利用に係る手続き)

③利用予約、利用

- 1 利用施設に連絡し、施設の指定する日までに「利用の予約」をする
- 2 利用日に利用施設へ登園する
※キャンセルの場合は、施設の指定するキャンセル可能日までに必ずご連絡ください
※利用開始当初は希望があれば親子通園が可能です。詳細は利用施設にご確認ください
- 3 利用状況に応じて利用料を施設に支払う(請求するタイミングは施設により異なります)

以降は、変更ない限り「③利用予約、利用」の手続きのみ。

利用にあたっての注意事項

- ・利用する施設で利用時間を管理するため、同時に複数施設を利用することはできません。
- ・利用施設と宍粟市こども未来課で本事業の実施に必要な範囲で情報共有します。
- ・市外に転出した場合や、保育所等に入園した場合は、本事業の対象外となりますので、必ず宍粟市こども未来課にその旨を届け出てください。

(問い合わせ先)

宍粟市教育委員会事務局こども未来課 電話：0790-63-3114